

固定資産税の非課税申請

一般的に、土地建物などの固定資産には、1月1日時点での登記上の所有者に対して「固定資産税」という市町村税が毎年課税されます。（未登記の建物は実質の所有者に課税）

しかし宗教法人が新たに土地建物を取得した場合、所定の手続きを行うことにより非課税とすることができます。非課税の申請先は物件の所在する市町村で、所定の書類提出後、担当者の現地調査があります。ただし、**非課税になるポイントは「宗教法人が所有していること」ではなく「宗教本来のように供していること」**であることには注意が必要です。非課税となる根拠法令は地方税法第348条第2項第三号です。

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

三 宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地

Point! 

【非課税申請の様式一例】

固定資産税 都市計画税					非課税申告書				
令和 年 月 日									
奈良市長									
申告人住所 奈良県奈良市春日町1丁目3番地									
宗教法人「天理教大和分教会」 氏名 代表役員 中西 一重									
									
下記の物件は地方税法第348条第2項第三号に該当するものでありますから、奈良市税条例第 条の の規定により別紙証明書添付のうえ、固定資産税および都市計画税の非課税申告をいたします。									
記									
(I) 土地									
所	在	地番	地目	地積	摘要				

(2) 家 屋						
所 在	地 番	家屋番号	構 造	床面積		摘 要
奈良市春日1丁目	3番地	3番	木造亜鉛メッキ鋼板葺	1階142	78	
			2階建	2階142	78	
(3) 償却資産						
物件所在地	品目、規格等		数 量	摘 要		
(4) 上記物件の用途	神殿・教職舎として使用					
使用開始時期	令和 年 月 日					
(5) 別紙添付書類 通					担当印	
(6) 土地及び家屋の図面を添付して下さい。						

(注)非課税の決定を受けた後において、上記の事実が消滅した場合は直ちに市長に申告すること。

【添付を求められる書類】

寄付証書、売買契約書等の写し(要原本証明)、土地、建物の登記事項証明書、公図、建物配置図及平面図、現地案内図、法人登記事項証明書、法人規則の写し(要原本証明)などが必要になり、登録免許税の非課税証明を得ている場合は、以上の添付書類が大幅に軽減される場合もあります。

法人実務研修会報告

開催状況(令和3年より)

(教区) 宮崎 鹿児島 福岡 鳥取 岡山 東京 埼玉 千葉 福島 徳島 長崎 香川 兵庫 長野 北海道
北海道空知支部 計15教区1支部

(直属) 佐野原 牛込 島ヶ原 計3直属

○研修内容 「宗教法人の基礎」「備付・提出書類」「吸収合併」「最近の行政の動き」等
開催を検討している教区、直属は内容や日時などお気軽にご相談下さい。

編集後記

皆様新年あけましておめでとうございます。お正月からおせちを頂いて一年がスタートいたしました。今年は年祭活動の仕上げの年ですので、業務だけでなく、今まで以上にをいがけ、おたすけに励みたいと思います。今年もどうぞ宗教法人課をよろしく願います。(鈴木)

【法律専門相談室のご案内】

教会が主体となる各種トラブル(不動産や近隣関係等)のご相談を承ります。相談は無料です。お気軽にお問合せ下さい。

毎月25日午後2時～ 場所：教庁

弁護士 別城信太郎 先生 山浦 美卯 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

外線直通 0743-63-2157 (担当：原田)

FAX 番号 0743-63-3804